

ふるさと鹿屋応援寄附金（ふるさと納税）返礼品受付停止基準

鹿屋市ふるさと納税業務の実施に伴い、本市が取り扱う返礼品において、下表の内容に該当する場合は、返礼品の受付の停止又は取消を行うとともに、内容によっては返礼品提供事業者の登録を取り消すものとする。

停止基準	停止要件	停止期間
虚偽記載があった場合	返礼品の調達費用が寄附額の3割以上であったとき	登録取消
	故意に返礼品の記載内容と異なる返礼品を発送したとき	登録取消
	返礼品の提供可能数量を実際の上限以上に設定した場合	12ヵ月以内
	返礼品の地場産品基準や食品表示法等の関係法令に違反（特に、事実と異なる産地名の表示）があったとき	登録取消
過失による不完全履行があった場合	返礼品の地場産品基準や食品表示法等の関係法令に違反があったとき	12ヵ月以内
	市又は中間事業者から再三の出荷依頼の催促があったにも関わらず、相当の理由なく返礼品を発送しなかったとき	6ヵ月以内
	事業者の過失により、寄附者から返礼品の交換又は追加発送の要望があったにも関わらず、返礼品を再発送しなかったとき	3ヵ月以内
食品衛生の不備等により寄附者に影響を及ぼした場合	返礼品を原因として、寄附者が食中毒などを起したとき	12ヵ月以内 （登録のある全ての返礼品の受付を停止）※
	加工場の安全管理の措置が不適切であったため、従業員が負傷したとき	6ヵ月以内 （登録のある全ての返礼品の受付を停止）※
経営不振等により事業の継続ができなくなった場合	様々な要因により事業を継続できなくなったとき ※寄附者やその他の関係者に影響を及ぼさないためにも、事前に相談すること。	当該事実を知った日から無期限
不正行為等があった場合	代表役員や従業員等が逮捕又は公訴されたとき	当該事実を知った日から24ヵ月以内 （登録のある全ての返礼品の受付を停止）※
不正又は不誠実な対応した場合	寄附者に対して不誠実な対応をとり、本市のふるさと納税業務の信用を失墜させたとき	12ヵ月以内
	市及び中間事業者に対して、不誠実な対応をとり、本市のふるさと納税業務に影響を及ぼすと判断されたとき	12ヵ月以内
	営業許可又は認可が失効したにもかかわらず返礼品を加工又は製造していたとき	当該事実を知った日から24ヵ月以内

※印の項目は、ふるさと納税以外の業務で発生したときも同様の措置とする。